平成２１年（フ）第４５２９号
大阪市都島区内代町３丁目８番21号　スカイ都島312号
債務者　三澤　崇志
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６７号
堺市南区鴨谷台３丁３番４―524号
債務者　吉村　明子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
堺市北区北花田町３丁32番地５　リバーサイドＦＵＳＡ401号
債務者　林　千代子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６６９号
堺市西区鳳中町４丁101番地　エッセンシャルハウスエビ105号
債務者　原田　則子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
大阪府南河内郡太子町大字太子1737番地
債務者　安村　忠輝
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７００号
大阪府河内長野市野作町16番11―101号
債務者　髙橋　克已
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
大阪府松原市北新町５丁目58番地の１　101号
債務者　田中　敏和
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１８号
大阪府松原市北新町５丁目58番地の１　101号
債務者　田中知香子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
宮城県大崎市田尻沼部字寺川戸23番地
債務者　岩渕　信子
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
福島県喜多方市字青葉台136番地４、前住所福島県喜多方市字青葉台98番地　ハイツ峰101号室
債務者　菅原　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
福島県喜多方市関柴町上高額字北町407番地８
債務者　渡邊　友**憲**
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
愛知県稲沢市西島中町128番地
債務者　加藤　幸彦
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２１２号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字北無量寺1203番地
債務者　山上　祐子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３３号
愛知県稲沢市祖父江町桜方笹原31番地
債務者　織田　里栄
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８４号
香川県高松市松縄町1126番地６　ベルタ松縄202号室
債務者　平田美奈子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７１号
宮城県大崎市古川清滝字内ノ目49番地２
債務者　今野　喜一
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
宮城県加美郡加美町宮崎字寒風沢三番12番地１
債務者　猪股　　博
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係